



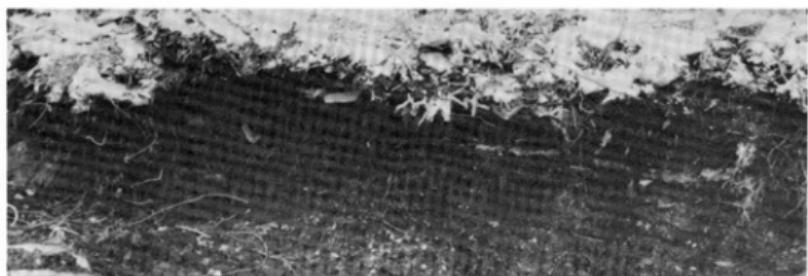
石巻市

文化財だより(第8号)

——昭和52年度文化財調査特集——

もくじ

大浜遺跡発掘調査	1
木村 敏郎	
52年度古文書分布調査報告	7
石垣 宏	
南境地区民俗資料・民具収集調査報告	12
鈴木 東行	
巨樹・名木等分布調査報告	19
佐々木 豊	



4号及び8号遺構
1号遺構に隣接して
存在する。海水の浸蝕を受け、北側（海



▲発掘区北側露出断面状況
(4号・8号遺構)

■発掘区北側露出断面状況
(1号・8号遺構)

側)は既に欠損しているが、残存部分の
保存は極めて良好である。浸蝕を受けた
面が露出していたため、断面が当初から
確認されていた。表土剥離終了段階で4
号遺構の隅丸方形プランが確認された。
「カキ」等の貝殻の破碎を混入した漆喰
状のもので、10cm程度の厚みで鍋槽状に
構築されたものである。内部には、万右
浦の堆積土である貝片を混入する腐蝕土
色の砂が充満していた。

8号遺構もほぼ同じ形状であり、底が
やや平面で、4号遺構の下部に構築され
ていた。

4号遺構と8号遺構は南西部分で切り
合っているかのようであるが、底面が共
通で中央に隔壁を設けているものである。
つまり、8号遺構は、4号遺構を抱いて
接着しているものである。

波塙田舎水溜は、漏水を防ぐためカ
キ殻破碎を石灰に混入して構築している
ことが記録されているから、4号及び8
号遺構に付属する水槽施設であると推測できる。

5号遺構 1号遺構の西側から南側（山
側）を開発する。幅約30cm程の溝状遺構
で、約50cm大の海岸壁（割石状）を蓋石
とした暗渠構造をなしている。

これは、1号及び4号、8号遺構とセ
ットをなす付帯的構築物で、南側（山側）
の排水を目的としたものであると考えら
れる。暗渠構造としたのは、南側山と1
号釜との間の空間を作業面として使用し
たことが考えられる。

3号遺構及び10号・11号遺構 1号遺構
は、11号及び12号遺構の上に構築された
長軸約1.8m、幅約80cmの階円形の遺構で
ある。

貝粉混入漆喰状のものを材料として構
築されている点は4号遺構と共するも
のがあるが、舟状に北側方向にせり上がり
ていて、北側部分の厚い赤色焼土の上にのっ
てあるが、舟状に北側方向にせり上がる
のがある。舟状に北側方向にせり上がる
こと、及び3号遺構を中心として
周囲に赤色焼土が広がっている状況など
から、1号遺構と類似の遺構であること
が考えられる。

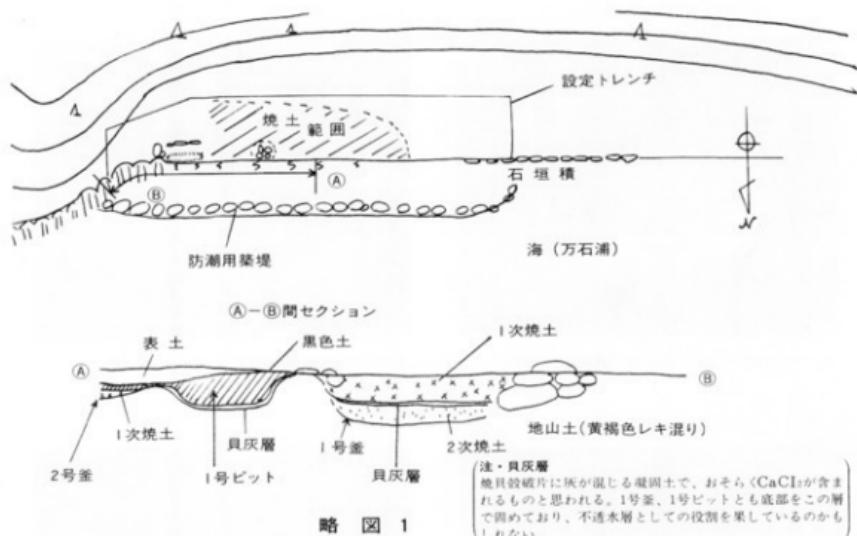
貝粉混入漆喰は、水の浸潤を防ぐため、
燃焼室の底部に塗り固めたものである
ことが予想される。

10号・11号遺構は、微粒状木灰を含む
丸方形のプランで確認される遺構である。
10号は11号の上層に構築され、10号遺
構は4層に確認できるので、数回構築さ
れ直されたものと推測できる。

10号遺構の南北面に平らな海岸石が立
てられていることなどから、10号・11号
遺構は1号遺構同様海岸石を利用して粘
土郭状周壁を支える燃焼が遺構であると
考えられる。

2号遺構 6号及び7号遺構の上部に構
築され、限丸方形構築物の底面だけを残
存している。貝灰質で構築されているこ
と、周辺に腐蝕土様黒色土の散在が見ら
れるだけであることなどから、4号及び
8号遺構と類似する遺構であることが確
認された。

6号及び7号遺構 6号及び7号遺構は
約1mの間隔で平行に構築された暗渠構



略図1

(注) 貝灰層
貝灰被片は灰が混じる凝固土で、おそらく CaCl_2 が含まれるものと思われる。1号釜、1号ビットとも底部をこの層で固めたり、不透水層としての役割を果しているのかもしれない。

造した溝状遺構で、2号遺構の西端に接し(7号遺構は2号遺構の下)で構築され、山の縁辺に沿って大浜道路の南辺を画いている。規模は5号遺構に及ばないが、6号及び7号遺構は5号遺構と類する遺構であると考えられる。

以上を整理すると、本調査において大浜道路は、次の三種類の遺構で構成されていることが報告できる。(1号(9号を含む)・3号・10号及び11号遺構)——焼堀が状遺構であり、本道路の主体部を構成している。特に1号遺構は、釜部分の形状を良好に保存していた。

(2) 4号・8号及び2号遺構——水槽状遺構であり、特に4号及び7号遺構はかなり明確な形状を残し、本道路の性格づけに重要な意義を持つている。

(3) 5号・6号及び7号遺構——暗渠を有する溝状遺構であり、本道路の付帶的な施設として構築された排水溝と考えられる。

3.まとめ

今回の調査により出土した遺物は僅少で、寛永通宝2枚、摺鉢片1片に過ぎない。遺物から推して、田舎時代の遺跡であることはほぼ誤りないが、年代を更に限定することは困難である。

大浜道路が万石浦海岸汀線付近に存在すること、焼堀が状遺構・カキ貝破砕混入塗灰質の水槽状遺構及び排水溝がセフトとなつて存在することなどから、本遺跡は製塩場跡としか考えられない。

万石浦での入浜塩田との関係が問題となり、鰐崎平塚文書中の塩煮文書と対比して石塙地方における塩田開発前の蓄水塙の具体的な様相を示す遺構として貴重な遺跡となる。

また、カキ貝破砕を混入した塗灰質の水槽状遺構が存在している。「渡波町史」に、大坪及び台坪をカキ灰を混えた粘土で構築することが認められるが、大坪は咸水溜であり、台坪は鹹汁採取のための施設である。大浜道路が素水製塩道路であるとすれば、水槽状遺構は必要性が弱い。或いは、山の斜面を利用した海水濃縮の施設である揚浜式塩田の存在も問題となってくる。

今後、類似の調査が行われ、この点での問題が解明されることを期待したいが、今回の調査は、その端緒となり得る意義あるものであったことを付記したい。



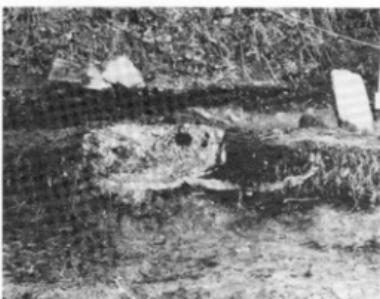
▲ 4号遺構(内部黒土除去後、東側方向より)



▲ 1号遺構(南側方向より)



▲ 2号遺構(西側方向より)

▲ 4号及び8号遺構断面露出部
(4号遺構現出後)

▲ 5号遺構開口部(北側方向から)



▲ 3号・10号・11号遺構(南西方向より)



▲発掘調査状況



▲6号・7号・2号遺構(南側方向より)



▲発掘調査状況



▲2号・3号・5号・6号遺構の位置
(南西方向より)

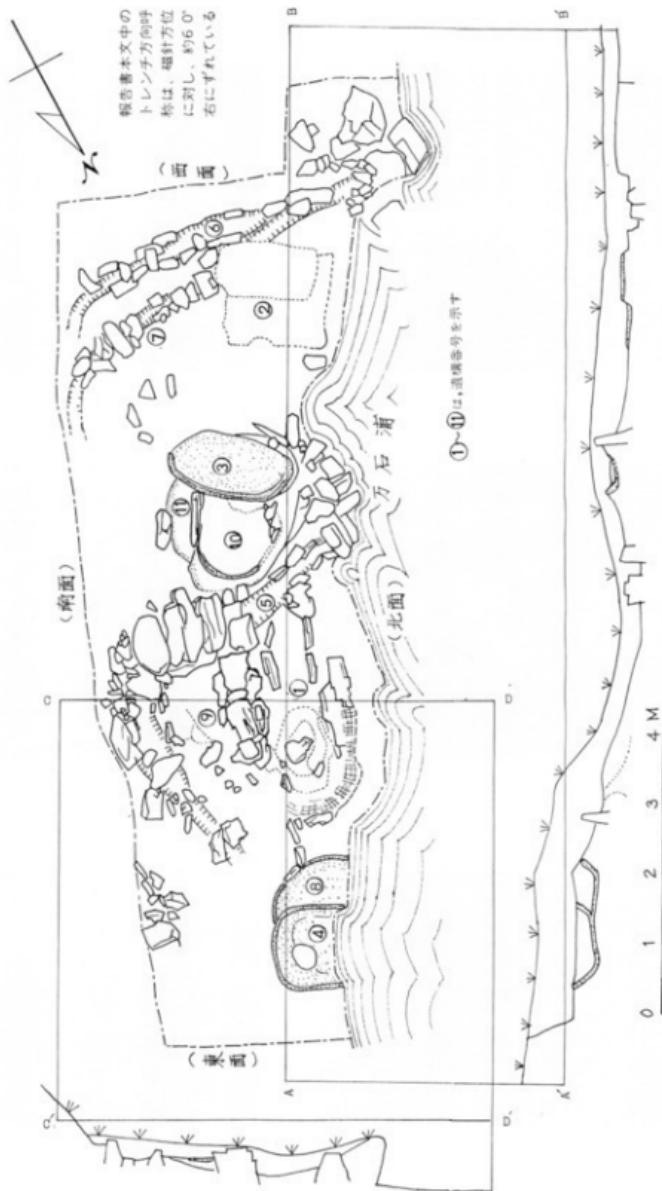


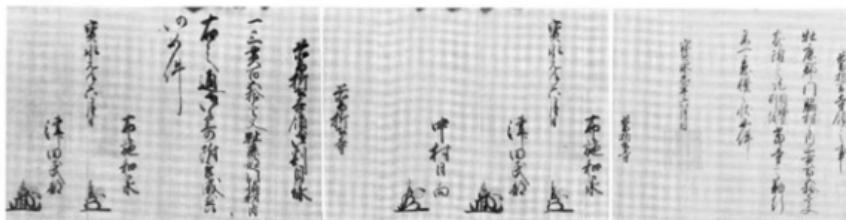
▲発掘調査状況



▲潮浪に浸蝕される大浜遺跡(調査終了後)

大浜遺跡発掘区実測図





▲普賢寺文書 知行目録(宝永1 1704)

▲普賢寺文書 黑印狀(室永 | 1704)

毎に描っており貴重な文書である。その外仙台藩の文書も很多だ。期持しているのは川村田孫兵衛重吉が書いたもので、ほとんどないところとて残念であった。いずれも保存状態が良く、そのまま貴重な文献なので大切に保存してもらいたいと思う。

明治二年十一月 真言宗普賢寺
石巻縣 杜寺 役役所
寺領は門脇村に三貫百五拾壺文（三十一石五斗一升）となっている。本尊は現在我が波除不動尊であり、宝物は江戸期に類焼
にあり焼失している。また境内には觀音堂があつて子安觀音を祀っている。
所蔵文書の多くは仙台藩からの黒印押と
と知行目録であり、この両文書が各年代

六、今後の調査予定

おわかいらしい。
第一に、公的収蔵庫による管理保管が
理想的である。公的機関ができれば寄
贈して良いという所蔵家が居られるの
で、早急に計画し実現してほしいもので
ある。

第三に、市立図書館等にマイクロフィ
ルムによる収集設備がほしいものである。
古文書は紙であるが故に、紛失や焼失す
ると取りかえしがつかない。そのためにも
マイクロフィルムにして保管すること
が最善策と思われる。

一、本尊	大日如來丈八寸	作者相知不中 鐵
二、觀音堂	三尺四方	東向
三、寺中	整七十間	茅葺
四、本寺	京都智積院二御座候	
五、檀家	三拾八軒	
六、田代	三貫百五十石文	
七、一字乾地	二相成候	
右之通書社上仕候以上		

三年田領主知行三貫五拾壺文被下置候

五、保護に関する所見

(一) 保存の状況について

所蔵されている各家では、古文書に関して貴重な文献として認識し、収納箱などによって保管されており申し分ない。また寺院文書は、歴代住職が守る財産として引き継いでいるため紛失の恐れもなく、保存状況も極めて良好であった。

昭和五十三年度もひきつき古文書分
布調査を進めたいと思っている。特に市
内においての所蔵者の把握もできており
隨時お伺いして写真撮影等により目録を

整備していきたいと思っている。

市内の各所蔵家にぜひその情報なりを

お知らせいただきたいとおねがいして、
報告とします。

奥州牡鹿郡大鈎村 大鈎山
龍院普賢寺開基略記

奥州牡鹿郡大鈎村 大鈎山
龍院普賢寺開基略記

【普賢寺開基略記解説文】

原夫當寺者信心極都川故孫兵衛重吉所

創立也重吉長州人祖父當吉少勇清操且有

異相左脇有龍鱗至重吉亦有四乳性敏達事

理殊精於算數水利壯事毛利輝元卿後

有故米與城事邦君政宗御蒙眷遇能守忠

而不渡轍而不倦懃溝渠引河流入之於府

中人愛視其利澤立碑壇役不諳而渠僉通

利就田數千頃以禦水旱之憂或辟草萊原野

不踰年而成膏腴之田幾萬頃或海濱處築

長堤置堰令燒塙或視察州內之山形土色

能知金銀宜產之地如神前言諸事便不可

勝計可謂富國利民之功臣也太守賞其

功賜書且於磐井郡猿澤村名取郡下江早

股村社鹿郡大鈎村宮城郡小田原南木村數

所賜米地凡三千餘町是以家漸富庶然無

息男一人子重吉以為嘉善高門賴賴

定豪傑之田臣乃以第三元吉為衛使繼家

督文曰太守恩禄三千餘石之内以一千

二百斛讓与家督元吉其余附屬二人養子乃

至親族貧困者悉分与之寔永士三年內子

五月二十四日政宗卿逝其後正保年中春

嗣君太守忠宗卿遊賦于遠嶺山因枉食鶴於

川重吉第重吉太感悅之既還薦之後陞徵

其第宅直以其材木欲造一寺以為尊君

曾所來歸願可存敬豐豈為其下者須穩座其

靈廟也其妻也安守了其靈廟也

本代之子忠義又自號曰忠義也

忠義之子忠義也其妻也

文精房

宥辨法印

當寺開山承応三年甲午白石巻

移住當寺

真精房

宥秀法印

萬治二年巳亥移住之後赴洛東

智積院數年留學帰國而移住于仙臺千手院

開基龜罣不日穩邁入京

宥源法印

時寛文六年丙午現住勤職廿年

之間開發府觀音華貞享二乙丑昇隱住之

免許宿當時於宥元禄四幸未天十一月二

日遷化

超雲房

宥清法印

右宥源真弟也住山留学間為根

根之木山淡中性之法流真享二承住職而翌

年丙寅正月二日先于師遷化

宥辨法印

貞享丁卯四月移住宥源

弟子持一寶劍是乃代々師者相承物也焉

雖余弟子僧普識先于死去故付属之於當

寺水什納若末年臥之遣櫛拂膠皮之類堅可

平復故道曠元吉慶安元年戊子閏十月二十
七日行年七十四歲辛元吉繼其具達其意
趣太守：嗟不賴即使元吉無遂被遺
言旦命日自今以後於牡鹿郡大鈎村鷲六十
三斛可為永代領者也因号寺謂龍觀院普

誓寺云

宋邦家曹誠之禪所川村姓元吉家世子孫
安穩長寿無障無礙先考先妣六親眷屬等

速證菩提善願之境場也時寛文四年舍丁

未春三月二十一日大鈎山龍觀院普賢寺第

三世法印宥源記焉

禁忌之是亦代々先師之道誠也努力不疎念
云云

有 恵 空 恵 空 有 央

慶 師字以春名取都四良九村人享
保十九甲寅七月七依君命自名取都四郎丸
村光西寺移住于當寺寶延四年辛未四月二
日宇子當寺

義山 師字文舜仙臺城下產世姓鹿野
氏也寛延四年辛未五月十日依君命自氣野
長部長閑寺移住于當山寶曆四年甲戌三月十
五日字

運 恭 子字長忍名取都手倉田村產宝
曆四年次甲戌五月十八日蒙君命自仙臺定
禪寺支院日露院移住

寬 道 予字高連奧州產也寶曆九年己卯
年七月廿八日蒙君命從社鹿郡石卷村寺福
寺移住

有 潤 子字覺仙奥州產也寶曆十年庚辰
五月廿五日蒙君命從同都同村真寶寺移住

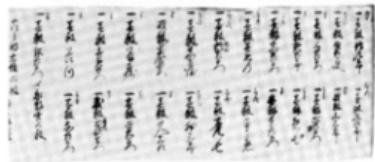
宥 敏 予字龍潤奥州產也明和己丑
歲次六月廿三日蒙君命榮田都村田郡定龍
寺ヨリ當寺移住安永三年依氣隱居

直 輕 予字通業當國安永四乙未歲
正月十五日蒙君命同晦日名取都四良九村
光西寺ヨリ移住天明五年乙巳十月又依君命
仙臺通小路遍照寺二移轉

隆 春 假名淨源無住中絕之所墓水二
巳酉年四月十三日於奉行中村左工門弟
被為命看住慶応四年四月廿七日當寺二
寂 寂



▲須田家文書 書 狀
(寛政5 1793)



▲須田家文書 書 狀
(年 代 不 明)

須田文書

(市内八幡町一丁目 須田吉三郎氏所藏)

目

錄

1. 書状 (一七九四)
2. 書状 (寛政五)
3. 書状 (寛政四)
4. 書状 (寛政六)
5. 書状 (寛政五)
6. 書状 (寛政六)
7. 書状 (寛政五)
8. 書状 (寛政五)
9. 書状 (寛政六)
10. 湿村寺相立年号調 (一七五六)
11. 書状 (毫步札千枚献上願 天明四) (一七八四)
12. 書状 (御留載手入制導につき御褒美被下)
13. 書状 (大塔宮誠良親王卜邊辯義博ノ件) (昭和十八)(一九四三)
14. 仕切 (一八〇八)
15. 書状 (境内争論)
16. 書状 (卷谷村鎮守羽黒山大権現宮修復願) (文化二) (一八〇五)
17. 書状 (一八〇五)
18. 拓本 (零羊崎神社歲御鉢銘) (延宝二) (一六七四)
19. 海貝坪見几割
20. 内宮外官の辨
21. 書状 (北上川潮彩葉出書狀)
22. 石橋渡初
23. 仙台湊御所浦御新田通行石橋渡初祭文
24. 書状
25. 書状
26. 書状

普誓寺文書

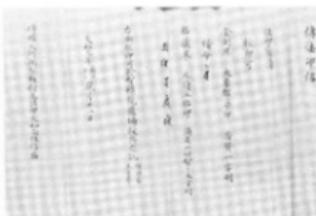
(市内門脇字中浦

普賢寺 鈴木義昭氏所藏

29	萬留帳 萬手扣報	27	萬留帳 田畠口傳仕附方寢書	28	萬留帳 天明四 享和二 (一八〇二)	27	寬延三 天明四 (一七八四)	28	寬延三 (一七五〇)
----	-------------	----	------------------	----	-----------------------------	----	----------------------	----	---------------



▲普賢寺文書 古扣写統
(天和2 1682)



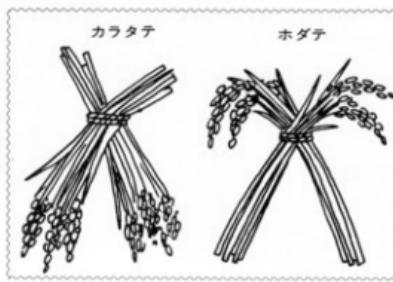
▲普賢寺文書 傳法印信
(天和3 1683)

(5) 田植え

田植の組を「ヨイ」と称し、近所隣りの人々で共同作業をした。人足不均衡の場合や、「ヨイ」に入れない場合は田植専門のグループにうけ負わせた。

植手の性別は男・女半々で若者があたり苗取りは年寄りが受持った。

(6) 稲の干し方
ワセはハセカケーくろに横木を二段にして、かける。
オクテはカラタテとホダテ。



(7) 新しい農具の導入時期

A 馬耕による田おこし: 昭七・八年頃まで。

B 正条植の田植: 大正一〇年頃

C 手押し除草機: 年代不明

D 楠こき機 (足踏み): 大正一〇年頃

E 楠刈り鎌 (専用の鎌)

り」と言う。(話者 今野駒吉)

(8) 動力モミスリ機……昭和八年頃より
金肥の購入と使用法

大正一〇年頃より、豆粕の購入、魚粕の購入は大正一五年、鮎川運搬船にたより鮎の煮汁を購入。

(9) 水田耕作儀札

旧五月六日、契約講(結社)単位に宿をとって、御飯を炊き雷神さまにあげ、にて、ノノダケさんのツケ紙にヤゴメを包み、青竹の先にはさんで拌み、種をまいた。

旧四月二十五日から五月の苗代に種をまく時期に、苗代一枚毎にかや三本を真中にて、ノノダケさんのツケ紙にヤゴメを包み、青竹の先にはさんで拌み、種をまいた。

昭和15年以降

大正なかばから



田植えの順序 (1…代かき 2…苗取り 3…わく引き 4…田植え)
[わく引きの上に田植えをする]



2

生産B (漁撈)
 (1) 網漁
 サケアミ(流し網・地曳網)
 流し網は田七月一日より二月にかけた。

食生活
 (1) 平常の主食
 朝メシは、六時前、米二升に麦一升(麦は煮麦)の割合で炊き、漬物とオツヨでませた。



▲元舟場にあった和舟「カッコ」



▲千曲ごき

(2) 鉤漁

延繩……七〇~七五間、六尺に一本の鉤針、漁獲物はナマズ(年中)

ウナギは彼岸から一月。スズキは田四月から一〇月。鰯は彼岸から田一〇月、セイは年中。

竿釣り……三間半の竹竿、糸は五リンウナギなど……春彼岸より田一〇月、晩にかけて、朝あける。

ナラマバ……田九月から一〇月、昼、夜入れ、一日一回あげ、ウナギをとる。

けでイセコウモンの対岸(砂原)に向かってナガシ舟(一人でこぐ)でかける。
 マスマミ(流し網)……田一月から五月にかけてとる。
 コヨウアミ……昭和になってから、年中、折々にオーデイ・鰯などカッコ(和舟)を利用し漁獲する。

トアミ(投網)……大正時代、麻であるだ網で年中、カッコ(和舟)を用いて、ボラ、鰯を漁獲した。



▲臼と杵



▲炊事用のなべとかま



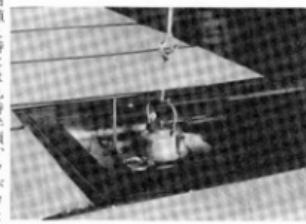
▲ジンベ(みそ製造用)



▲ひき臼(製粉用)



▲薙神(カマノカミ=かまどの神)



▲炉

田植え時には九時半頃、タバコとして粉餅・おにぎり・いれ米を食べ、昼メシはお餅を弁当やりに、塩引きをおかずとした。午後三時頃、タバコ。

タメシは午後八時すぎに家に上がり、御飯とおつゆ・漬物ですませた。

福刈りの時はタメシは午後六時頃とった。

(2) 保存食

塩漬け……タクワン。秋はして出一〇月月つける。

(3) 餅・だんごを作る日

みそ漬け……ラリのサキ漬け、すその実・なす・なんばん・人参・ごぼうを入れてみそ漬けにする。

乾燥……シミ餅。水を入れてシミらせから竹の皮で包んで、繩であんぐるしはしておく。

(3) 餅・だんごを作る日

おはぎをつくる日

食べたい時作る。

(話者……柳沢志)

人一生 A

人一生 B

人一生 C

人一生 D

人一生 E

人一生 F

人一生 G

人一生 H

人一生 I

人一生 J

人一生 K

人一生 L

人一生 M

人一生 N

人一生 O

人一生 P

人一生 Q

人一生 R

人一生 S

人一生 T

人一生 U

人一生 V

人一生 W

人一生 X

人一生 Y

人一生 Z

人一生 AA

人一生 BB

人一生 CC

人一生 DD

人一生 EE

人一生 FF

人一生 GG

人一生 HH

人一生 II

人一生 JJ

人一生 KK

人一生 LL

人一生 MM

人一生 NN

人一生 OO

人一生 PP

人一生 QQ

人一生 RR

人一生 SS

人一生 TT

人一生 UU

人一生 VV

人一生 WW

人一生 XX

人一生 YY

人一生 ZZ

人一生 AA

人一生 BB

人一生 CC

人一生 DD

人一生 EE

人一生 FF

人一生 GG

人一生 HH

人一生 II

人一生 JJ

人一生 KK

人一生 LL

人一生 MM

人一生 NN

人一生 OO

人一生 PP

人一生 QQ

人一生 RR

人一生 SS

人一生 TT

人一生 UU

人一生 VV

人一生 WW

人一生 XX

人一生 YY

人一生 ZZ

人一生 AA

人一生 BB

人一生 CC

人一生 DD

人一生 EE

人一生 FF

人一生 GG

人一生 HH

人一生 II

人一生 JJ

人一生 KK

人一生 LL

人一生 MM

人一生 NN

人一生 OO

人一生 PP

人一生 QQ

人一生 RR

人一生 SS

人一生 TT

人一生 UU

人一生 VV

人一生 WW

人一生 XX

人一生 YY

人一生 ZZ

人一生 AA

人一生 BB

人一生 CC

人一生 DD

人一生 EE

人一生 FF

人一生 GG

人一生 HH

人一生 II

人一生 JJ

人一生 KK

人一生 LL

人一生 MM

人一生 NN

人一生 OO

人一生 PP

人一生 QQ

人一生 RR

人一生 SS

人一生 TT

人一生 UU

人一生 VV

人一生 WW

人一生 XX

人一生 YY

人一生 ZZ

人一生 AA

人一生 BB

人一生 CC

人一生 DD

人一生 EE

人一生 FF

人一生 GG

人一生 HH

人一生 II

人一生 JJ

人一生 KK

人一生 LL

人一生 MM

人一生 NN

人一生 OO

人一生 PP

人一生 QQ

人一生 RR

人一生 SS

人一生 TT

人一生 UU

人一生 VV

人一生 WW

人一生 XX

人一生 YY

人一生 ZZ

人一生 AA

人一生 BB

人一生 CC

人一生 DD

人一生 EE

人一生 FF

人一生 GG

人一生 HH

人一生 II

人一生 JJ

人一生 KK

人一生 LL

人一生 MM

人一生 NN

人一生 OO

人一生 PP

人一生 QQ

人一生 RR

人一生 SS

人一生 TT

人一生 UU

人一生 VV

人一生 WW

人一生 XX

人一生 YY

人一生 ZZ

人一生 AA

人一生 BB

人一生 CC

人一生 DD

人一生 EE

人一生 FF

人一生 GG

人一生 HH

人一生 II

人一生 JJ

人一生 KK

人一生 LL

人一生 MM

人一生 NN

人一生 OO

人一生 PP

人一生 QQ

人一生 RR

人一生 SS

人一生 TT

人一生 UU

人一生 VV

人一生 WW

人一生 XX

人一生 YY

人一生 ZZ

人一生 AA

人一生 BB

人一生 CC

人一生 DD

人一生 EE

人一生 FF

人一生 GG

人一生 HH

人一生 II

人一生 JJ

人一生 KK

人一生 LL

人一生 MM

人一生 NN

人一生 OO

人一生 PP

人一生 QQ

人一生 RR

人一生 SS

人一生 TT

人一生 UU

人一生 VV

人一生 WW

人一生 XX

人一生 YY

人一生 ZZ

人一生 AA

人一生 BB

人一生 CC

人一生 DD

人一生 EE

人一生 FF

人一生 GG

人一生 HH

人一生 II

人一生 JJ

人一生 KK

人一生 LL

人一生 MM

人一生 NN

人一生 OO

人一生 PP

人一生 QQ

人一生 RR

人一生 SS

人一生 TT

（2）葬送

葬送の業者……曾洞宗

葬送……坐棺で、大工さんが作つた。

葬制……土葬で、結社（契約講）の人

がする。ジドリ（穴を掘る人）。ロクシ

ック（棺をかぶぐ人）。ウチマワリ（家

生児のまじない）などのがある。

生児のまじない……生児がはじめて家

にいる人）などの役目がある。

書いてだす。

産の忌……別火……死の忌よりヒミズが

悪いと言つて忌が重かつた。お座の時、夫は座部屋に入つてはいけないし、家族の者は一週間よその家に行かないし、よ

がつけた。えびす親がつける場合もある。

子供の生育が悪い場合など家の近くの道に捨てて、子供を連れて帰る。この子を捨てる。

馬に難産がないと言つて）を用いた。枕に二つ巴のわらをたばねて、毎日、一本ずつ抜いていく。

産の神……小牛田の山の神さま。

後産のしまつ……お寺（金乗寺）の墓

の脇に、古い看板の上に、仲人さんが初孫を抱いて、贈りもの入った行李をもって披露する。

人一生 A

人一生 B

人一生 C

人一生 D

人一生 E

人一生 F

人一生 G

人一生 H

人一生 I

人一生 J

人一生 K

人一生 L

人一生 M

人一生 N

人一生 O

人一生 P

人一生 Q

人一生 R

人一生 S

人一生 T

石巻市文化財だより

(2) 基制

種類……単墓制

場所……金藏寺墓地内
異状死の場合……外で死んだ場合はオカミからあげる。

(話者……三浦みよの)

明治32・10・22日生)

年中行事(月は旧暦)

(1) 正月の用意

煙払い……二月二〇日、神棚・家の
大掃除する。

納豆ねせ……二月二日
松迎え……お正月さまの松を山に行
て伐る。

まちだし……二月二六日(一七日、
お正月の使用物を町に行つて買ってくる。
餅つき……二月二八日

(2) 年越し

正月かざり……二月三〇日、風呂に
入つて注連縄を以て、神棚にかざる。

ゴンボウ籠(ナカ間に五本・キ門に二本
かざり)、コドン籠を各建物の入口や農具
にもかざる。神棚のお正月さまに山から
伐つてき三がいの松をかざり、各神棚に
はホシの玉の上にカガミ餅一個にお供え
餅二個をあげる。

アワランボウ……柳の枝に五個餅をつけ
たものを子の間に種もみのしまつてあ
る倉には七個つけたものもあげる。各神
棚や釜の神・内神(星教神)には松のシ
ンをさした神酒びんを供える。

臼を伏せる……臼の年越しと言つて、
庭の隅に臼を伏せ、伏せたなかに一升ま

す(米と餅の入った)を入れ、臼の外側
に注連縄をはる。

ミタサママ……箕にまちだして買つて
きた箸を六角形にならべ、その中にシト
ギ・納豆・ふのりをかざり、ザシキの二
階に北向きに供える。

年取りの御飯……神棚にお供えをかざ
り、神酒・御飯をあげ拌み、料理を作つ
て一年最後の食事をする。

(3) 正月

元朝詠り……午後一時から二時頃、内
神(星教神)・八幡社(氏神)・牧山の
順で参詣する。

若水……伏せた臼に若水桶をのせ、四
日の日出しの日まで井戸より花水を運
ぶ。その水で朝に雑煮をつくる。

倉ビラキ……一月二日、サンゴサカナ
(大根・コンブ・鰹節のけずりの三色も
の)を小皿に入れたものと神酒を盆にの
せ倉にあげて拌む。その後、牛・馬を外
(南方)にだし、鞍をかけたり、しかけ
をする。

桑はじめ……一日、お田の神(神棚)
にあげた松を下ろし、田に行つてさし、
マンノウで田を掘るまねをする。

獅子振り……一日、結社(契約講)
の社員が振る。

女子の年のとり……一四日、夜、お正月
さまにアカツキ粥をあげ拌み、お正月さ
まに内神(星教神)におさめる。その晩ち
がつ所で宿るな、年越しの所で宿まれ。

アカツキ粥のけはとつき、一五日
の晩、星教の松にネズミ・モグラよけ
と称してぶりかける。

一四日、お正月さまにあげた御幣でヨ
リをつくり家族の目をなで、目の神だと
言つて、自在鉤に結んでおく。

お正月さまにあげたお松を一本とつ
てナカノ間の炉おちにさし拌み、ウラ火
をつけ、燃え方で一年の天候をうらうな。

ミタサマの送り……一四日、糞(お婆
さんの腰を「ホーホー」と言ひながらた
して田に入らない)。結社(契約講)で八

白起し……一月四日。

ダシ入り……四日、木箱にぎっしり入
れていた棚木をだしたり、入れたりする。

仕事初めの意味あり。

若木遣え……六日、魚カギのコドシ繩

やオハネ(米)をもって山に行き、おが
み若木を迎える。

七草粥……七日、前の晩、七草をねせ
てたまき、朝にお粥に入れて食べる。

農はだて……一〇日、モツツ・苗用繩、
馬の口カゴ・荷輪繩などのわら作業を

する。昔は一日であった。この日の朝
食はフクデ餅やホシの玉のお供餅をおろ
して雑煮に入れて食べる。

桑はじめ……一日、お田の神(神棚)
にあげた松を下ろし、田に行つてさし、
マンノウで田を掘るまねをする。

獅子振り……一日、結社(契約講)
の社員が振る。

女子の年のとり……一四日、夜、お正月
さまにアカツキ粥をあげ拌み、お正月さ
まに内神(星教神)におさめる。その晩ち
がつ所で宿るな、年越しの所で宿まれ。

アカツキ粥のけはとつき、一五日
の晩、星教の松にネズミ・モグラよけ
と称してぶりかける。

お正月さまにあげた御幣でヨ
リをつくり家族の目をなで、目の神だと
言つて、自在鉤に結んでおく。

お正月さまにあげたお松を一本とつ
てナカノ間の炉おちにさし拌み、ウラ火
をつけ、燃え方で一年の天候をうらうな。

ミタサマの送り……一四日、糞(お婆
さんの腰を「ホーホー」と言ひながらた
して田に入らない)。結社(契約講)で八

たき、氏神に送りだす。
カラス追い……六日の早朝、一四日
おろしたヤヘイ紙(御幣)を竹の先に結
んでホーホーとさげかけカラスを追う。昔
は一四日、山に行ってカツの木を切つ
たりかけをつくり神棚にあげ供え、残つ
たカツ(勝)の木でバチをつくり、カラ
ス追いの竹をたたいてカラスを追つた。

(4) 小正月(ツタの正月)……ミソカ(一
月二八日)に山に行つて、ツタの葉をと
つきて神棚にあげ、餅をつき三日うち
お正月さま御餅をあげる。

契約講(結社)……一〇日の昼から一
日にかけて、組々に宿をとつて儀作
法・謡を歌い規約を確認し、行事につい
て協議をする。講員は15才以上の各家の
あとづきで結成されている。

大黒さまのもどつてくる日……八日、
体のみ日である(二月八日参照)。

體會講(姑)……八日。
地蔵講(妹)……二八日。

(5) 桜の節句……三月三日、毒消しと称し
て草餅をつく。

山の神講(妹)……三月一二日。

お彼岸……三月二一日、御精進料理を

つくり仮壇にあげ、墓詣りをする。

おしゃかさまの誕生日……四月八日。

お薬師さまの祭礼……四月一二日。

(6) 五月・六月

簡旬……五月五日、休み日でない。

お日祭り……五月六日、農業ダメと称
して田に入らない)。結社(契約講)で八



▶ミタマサマ



1…契約講の規約書

2…契約講の倉庫（冠婚葬祭用の食器類一式を納めておく）



3…観音講の掛軸

4…山の講の掛軸



幡神社（村氏神）にいって拝む。代かきなどてつかれでいるので、「手アソビ」と言つて田植え前休息をとる。

そおり……五月七日、田植え初めの日、田の神が降りてくると言つて苗を三把にたばね、それぞれに赤飯おにぎりを上にあげおがむ。

ムケの朝日……六月一日、馬のスカンボを座敷にまいて掃く。これをノミのワネと言つ。

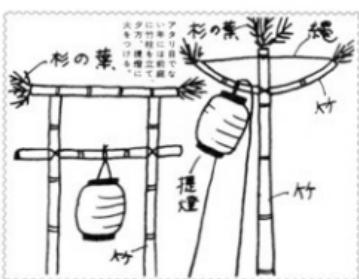
(7)七月

ナノカ日……七日、井戸替え、墓掃除。この日、お盆さまを迎えて行くと称して麦カラで馬に入がつた人形をつくり馬屋の屋根の上にかかる。

盆置……十一日、山に行って柳の枝を伐つてくる。十三日に六膳ぶんの盆箸をつくる。

盆棚がぎり……十三日、仏壇の近くかくに盆棚を組みたてる。四隅の柱には花竹、すき草、だんご花をさり、棚の上段の一番奥には位牌、觀音さまをならべ、盆ごも（手製）の土に供物（ボタ餅）、そぞめ、栗、なす、とうきび）を供え、前機にはカネ、線香ただてを置き三日間おがむ。

高燈籠（柱）……三日、アタリ日（年忌）の年には前庭に竹の燈籠を立て、夕提燈に火をつけ仏さまを迎える。



……九月一九日。赤飯を炊き、御膳あげをする。

お波岸の中日……九月二一日、油あげなどの精進料理をつくり仏壇にあげ、お墓詣りをする。

(9)十月

大根の年とり……一〇日、大根のさけ音がすると病気になるとか病気が長引くとかと言ふ。この日、以前は大根を取扱していけない。

錦音講……一八日。

えびす講……二〇日、カケザカナと称して神棚に鰯をあげ、その後おろして井戸にはなす。

戸櫛音講（結社）……二五日。

地蔵講（猿講）……二八日。

(10)十二月

コトバライ……八日、出雲の国々に神が帰ると言つて八日団子を作り、道路わきに団子をさしてはらう。通年は枝に団子一二個うちる年は一三個つける。

盆送り……一六日、盆さまに夕御飯をあげおがみ、盆棚オーロンをする。盆ごもにかざりや供物を包んで前の道の十字路で火をつける。

送り盆……三〇日、七色のアイモノを仮壇にあげおがむ。

(11)八月・九月

八幡神社の祭礼……八月一四日は夜ごもり、部落の人々参詣する。

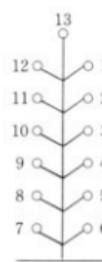
一五日、祭典、神樂を奉納する。(毎年でないが後谷地の人々をたのんで奉納)

おめ月さま……八月一五日、夜、すすきや果物をあげおがむ。

(話者 後藤政雄 明治43・3・2生)

昭和52年度南境民具収集品一覧表

項目	品名	計
農具	コヤシマンノウ、ヒツコマンノウ(2)、三本マンノウ シロカキマングワ、シロカキニグラ（馬用）、 シロカキニグラ（牛用）、箕、センバゴキ、 草カリ鎌、稻カリ鎌、 桑キリ包丁、除草機、麦まき機	14
衣（作業衣） (織機)	二枚ハダコ、ハンコモモヒキ、 イトグルマ、イトマキ、イトトリ、 梭（ござをつくる）	6
住	自在カギ、カンドウ（灯火具）	2
食	ナベ、タンボ（木製）、カタクチ（木製）、 タンボ（木製）、サカズキ(2)、ユド（木製）、 カイセキゼン(20)、ネコアシゼン(20)	47
総計		69



巨樹・名木等分布調査報告

石巻市文化財保護委員 佐々木 豊

1、はじめに

石巻市文化財保護委員会では、昭和五十二年度事業の一つとして、天然記念物保護の基礎資料を得るため、巨樹、名木等の分布状況の調査を実施した。これはその概略の報告である。

昭和五十二年八月から五十三年四月まで、市内の神社、寺の境内を中心に主な樹木を調査し、その特徴を記入したカードを作り、さらに、「二万五千分の一地形図に場所を示して分布図を作成する作業」が行われた。調査に当った者は次の通りである。

(1) 調査員 佐々木 豊

(文化財保護委員)

(2) 調査補助員 佐々木 忠義

(宮城植物の会会員)

新妻 幹也

(石巻高校生)

高橋 和彦

(石巻高校生)

調査は全市域を対象としたが、全域を網羅することはできなかつた。また、一部主要なところも調査し残しており、今後の調査で補っていく必要を感じている。この調査中、たくさんの方々のお世話をになり、親切な御教示をいろいろいただいた。心からお礼を申し上げたい。また、やむをえず、所有者に無断で調

査をしなければならない場合も何回かあつた。この機会に失礼のあつたことをお詫びし、お許しをお願いしたい。

2、調査地と主な樹木

1、蛇田地区

(1) 東雲寺境内

エドヒガンの老木で名木の風格がある。

枝張りは東西十五メートル、南北八メートルあり、目通り幹囲三・一メートルで市内では最大のサクラである。

イ、イチヨウ

目通り幹囲三・〇メートル、萌芽を多く出し樹勢がよい。

ウ、イチイ

笠形に仕立てられた径六メートルの名木である。

2、山下地区

(1) 榛島寺境内

ア、ケヤキ

高さ六メートルのところで六つの幹に分かれ、東西二十メートル、南北十五メートルに枝をひろげ樹勢さかんである。

イ、カツラ

目通り幹囲二・七メートルのものと、一・五メートルのものと二株ある。柳昌寺の山桜林山に因んで植えられたものであるという。

(2) 愛宕山アカマツ樹叢

通称曾波の神山の中腹には、胸高直径30cm以上のアカマツが四十株ほどあり、

景観的にすぐれた樹叢をつくっている。最大のものは、目通り幹囲二・九五メートルの株である。(調査時枯損木が見られたが、現在ではまさに枯損がひどく絶望的な状態となつてゐる。54・3)

(3) 鳥屋神社境内のクロマツ

胸高直径30cm以上のクロマツが六株あり、最大のものは目通り幹囲二・六メートルである。

境内にはサクラ(ソメイヨシノ)が十株ほどあり、開花時にはクロマツとともに生えている。



明神山クロマツ

(1) 石巻・門脇地区

ア、シダレザクラ

古木ではないが、十株ほどあり寺域の



(2) 明神山経塚のクロマツ

目通り幹囲二・四メートルと二・八五メートルのもの二株で、細い方は折れ損じたところがある。



(3) 鳥屋神社境内のクロマツ

目通り幹囲二・六メートルのものと、

一・五メートルのものと二株ある。柳昌寺の山桜林山に因んで植えられたもの

景観をつくる上で有効なはたらきをしている。最大のものは墓地にある目通り幹囲二・三五メートルの株である。

大街道から石巻の町にはいる旧道にあつた松並木の残存であるといわれるが確かなことはわからない。

ア、アカマツ

胸高直径25cm以上のアカマツが28株ある。最大の株の目通り幹囲は一・八五メートル。

イ、イヌザクラ

鷲山西部にはイヌザクラがよく目につくが、地上〇・五メートルでの幹囲いにある。六五メートルの最も大きい株がここにある。

(2) 羽黒山鳥居神社境内
ア、クロマツ



羽黒山クロマツ

4) 白和山

百株あまりのクロマツが白和山の景観をつくっている主な樹木であるが、その目通り幹囲三・九メートルのものが最大の株である。

イ、アカマツ

胸高直径30cm以上のものが十一株あり、目通り幹囲三・九メートルのものと三・一メートルのものである。

二株は、目通り幹囲三・九メートルのもとのと三・一メートルのものである。

エ、サイカチ

門脇からの参道登り口に胸高直径50cm以上のものが三株あり、最大のものは、目通り幹囲二・二五メートルである。



海門寺 モミ

ウ、クスノキ

県内でも植えられているのは数少ないものである。当地方が最も北になるのではないかと思われる。三株あり、鹿島御兒神社境内のものが最も大きく、目通り幹

根まわりは一・七メートルである。

五メートルほどの木である。

イ、シダレザクラ

目通り幹囲一・〇メートルのものが二株ある。

ウ、クスノキ

県内でも植えられているのは数少ないものである。当地方が最も北になるのではないかと思われる。三株あり、鹿島御兒神社境内のものが最も大きく、目通り幹根まわりは一・二メートルである。

エ、サイカチ

門脇からの参道登り口に胸高直径50cm以上のものが三株あり、最大のものは、目通り幹囲二・二五メートルである。

イ、アカマツ

胸高直径30cm以上のものが十一株あり、目通り幹囲二・七メートルのものが最大の株である。

ア、イチヨウ

目通り幹囲二・二メートル。四メートルの高さで四つの幹に分かれ、樹勢よく四方に枝が伸びている。

オ、シラカバ

目通り幹囲二・二メートル。四メートルの高さで四つの幹に分かれ、樹勢よく四方に枝が伸びている。

ア、イチヨウ

目通り幹囲三・七メートルで、樹勢よく四方に枝が伸びている。

イ、イブキ

目通り幹囲二・〇メートルの古木。丈は約十メートルほどで、幹上して伸びているの幹囲二・〇メートルほどで、幹上して伸びているの

ウ、サイカチ

目通り幹囲一・七メートル。

エ、クロマツ

目通り幹囲三・七メートルで、樹勢よく四方に枝が伸びている。

オ、アンラカ

目通り幹囲一・〇メートル。

ア、ケヤキ

目通り幹囲三・二メートル。社殿東側のものは、風で倒れかかったため秋に伐採されている。

イ、イチヨウ

目通り幹囲一・三メートル。主幹が高さ八メートルのところで折れ、側枝の方

ア、モミ

(3) 海門寺公園

大きな樹木が多く、胸高直径50cm以上のものはモミ、アカマツ、エノキ、イチヨウ、カエデ、サクラなど種類も多い。

イ、サクラ（ソメイヨシノ）

約百株、社會樹が多く桜の名所の一つである。



日和山クロマツ

も大きな株で、胸高直径50cmを越すもののが約五十株ある。

ア、モミ

目通り幹囲二・八五メートルで、幹上して伸びているの

ウ、サイカチ

目通り幹囲一・七メートル。

エ、クロマツ

目通り幹囲三・七メートルで、樹勢よく四方に枝が伸びている。

オ、アンラカ

目通り幹囲二・〇メートル。

ア、ケヤキ

目通り幹囲三・二メートル。社殿東側のものは、風で倒れかかったため秋に伐採されている。

イ、イチヨウ

目通り幹囲一・三メートル。主幹が高さ八メートルのところで折れ、側枝の方



住吉 ケヤキ



が伸びている。
ウ、クロマツ

卷石のそばにあって、川につきだして
いる形の名木、一株。

(2) 広濟寺境内のクロマツ
三株あり、最も大きい株は目通り幹周
二・三メートルである。



(1) 隅のケヤキ

この種類の特徴と思われる萌芽が多く見
うけられるので、再生も考えられる。
雲居禪師が植えたものであるという。
目通り幹周二・七メートル、田北上川
べりの道路に倒枝を出している。根方に
安政年間に建てられた「藤花譜」という
歌碑がある。

6、渡地区

オ、イチヨウ

目通り幹囲二・六メートルと一・八五メートルのもの二株が山門にある。

カ、その他

胸高直径50cm以上のものをあげると、モミ(二株)ケヤキ(五株)カヤ(一株)がある。

(3) 谷津・天神社のアカマツ

目通り幹囲二・七五メートルのアカマツが一株、ケヤキ、アカガシ、イチヨウなどと社叢をつくっている。(五十四年現在、枯れた状態になっている)

(4) 吉祥寺のイチヨウ(高木)

目通り幹囲六・四メートルと四・〇メートルの株が山門にむかって並んで立っている。どちらも雄株で、市内で一位親である。どちらも雄株で、市内で一位と三位の大きさをほこるイチヨウである。



吉祥寺 イチヨウ

枝張りがよく、樹形壮大である。丘の上にあってよく目につき、黄葉時に

はすばらしい光景を見せる。

イ、二色モミジ

ヤマモミジの系統のものと思われる目

モミジ(二株)モミジ(二株)

がある。

(5) 谷津・天神社のアカマツ

目通り幹囲二・七五メートルのアカマツ

などが一株、ケヤキ、アカガシ、イチヨウなどと社叢をつくっている。(五十四年現在、枯れた状態になっている)

(6) 吉祥寺のイチヨウ(高木)

目通り幹囲六・四メートルと四・〇メートルの株が山門にむかって並んで立っている。どちらも雄株で、市内で一位と三位の大きさをほこるイチヨウである。

(7) 真法寺のアカマツ(高木)

目通り幹囲三・一メートルの株で、一・四メートルの高さで三つの幹に分かれている。

空洞があり、幹にキツツキのついた穴

もみられる。

二色モミジとは、本の半分が紅葉し、

残り半分が紅葉するからつけられた名だ

と桶井町史に出ているが、特にそのよう

な性質は確認できなかつた。

亀泉院境内のカエデ類は、美し

いものが多い。墓地には、目通り幹

八五メートルで幹に洞のあるヤマモミジ

の古木が一株ある。

(8) 長谷寺境内のウラジロガシ(日向)

地際より二株に分かれ、ほかに朽ちた

株の跡もみられる古木である。目通り幹

周はそれぞれ二・七メートルと一・三五

メートルで、幹に洞のあるヤマモミジ

の古木が一株ある。

オ、その他

胸高直径30cm以上のユズリハ二株、

萌芽を出している幹囲一・九メートル

のイライガの古木の切り株。

(9) 真法寺のアカマツ(内原)

目通り幹囲二・七メートル。まわりに

はイヌツゲがひじょうに多く生えている。

(10) 長谷寺境内のウラジロガシ(日向)

地際より二株に分かれ、ほかに朽ちた

株の跡もみられる古木である。目通り幹

周はそれぞれ二・七メートルと一・三五

メートルで、幹に洞のあるヤマモミジ

の古木が一株ある。

(11) 白石氏神ウラジロガシ社叢(日向)

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(12) 館下のケヤキとキズタ

オ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(13) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(14) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(15) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(16) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(17) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(18) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(19) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(20) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(21) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(22) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(23) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(24) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(25) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(26) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(27) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(28) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(29) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(30) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(31) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(32) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(33) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(34) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(35) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(36) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(37) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(38) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(39) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(40) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(41) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(42) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(43) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ、スギ、ヤマモミジ、ヒサカキ、ヤブ

ツバキなどといっしょに、開山塔のある

場所に樹叢をなしている。

(44) 館下のケヤキとキズタ

エ、アカマツ

目通り幹囲二・一メートルの株が、モ

ミ

(一) 天然記念物の市指定について	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
現在、石巻市では天然記念物の指定を	シラカシ	イブキ	アカガシ	イイギリ	イヌザクラ	アンラカ	サルスベリ	カヤ	カツラ	カツラ	サイカチ	ウラジロガシ	アカマツ	シダレザクラ	カエデ	シイ	モミ	クロマツ
一件もしていない。	二・五	二・四	二・三	二・二	二・一	一・九五	一・七	一・六五	一・五	一・四	一・三	一・二五	一・二	二・一	二・九五	三・九	三・三	三・三
巨樹の基準は、種によって、また、そ	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
の地方によつても異なると思うが、いま	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
は、この表にあげられた株を、当市にお	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
ける、その樹種を代表する巨樹として認	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
めておきたい。	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
これらの巨樹は、その樹種本来の姿を	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
よく表現しているもの、言い伝えのある	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
もの、珍しいもの、当地方の風土を表現	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
しているものなど、名木であることを兼	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
ねているのが普通である。	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
巨樹、名木の現状と保護について	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五

ふるさとの自然を特徴づけている樹木を市の文化財として指定し、保護していくことは、いわゆる「ふるさとづくり」の大切な基盤となるのではないかと思う。

調査結果をもとに、早い機会に天然記念物の市指定をする必要がある。

その際、イチヨウ、クロマツ、ケヤキタブ、モミ、シイ、カエデ、シダレザクラ、ウラジロガシについては、それぞれの指定位が適当と考えられる。

〔樹木の保存について〕

○市街に近いところでの針葉樹が目立つて減っている。大きな木のいたみが目立つ。

○「いやね」がアプロックべいに変わった。葉が落ちるからだろうと思う。

○「ケヤキの大木を売れと言つてきた」

○アカマツは絶望状態。クロマツの枯れもひどくなっている。

いずれも調査をしていての見聞である。

石巻市は、樹木にとって、生活しにくいところになつているようと思われるが、原因は、樹木にとっての環境の悪化も含めて、人々の実用的な価値判断による自然への対し方にあるように思われる。

実用的な価値判断のみをもつて自然に対するれば、自然破壊と環境悪化を招くだけなく、人の心をもかえてしまうことを忘れてはならない。

「ふるさとづくり」には、自然景観のもつ、心理的、教育的価値を認識し、保護、活用していく態度がなくてはならないと思う。

「ふるさとづくり」の一貫として、さしあたって、市街地での大きな樹木の保存の方策を考え、実行することを希望する。

五、おわりに

この報告は、完全な調査の結果ではなく、不備な点がたくさんあると思います。報告の内容について、また、調査の対象とならなかつた「巨樹」「名木」についてお気づきの点がありましたらお知らせいただきたまこと存じます。

市民の皆さんご協力をいただいて、できるだけ早く、満足できる資料にまとめておきたいと思います。

お願いをいたします。

石巻市文化財だより

昭和52年度文化財調査特集

昭和54年3月31日印刷

昭和54年3月31日発行

発行 石巻市教育委員会
石巻市日和ヶ丘一丁目1番1号

監修 石巻市文化財保護委員会

印刷 株式会社松弘堂
石巻市門脇字本草園2-16
(0225) ④ 5555